

平成 26 年度 第 4 回 公共事業評価委員会資料

一級河川 武子川

- ・ 自己評価書及び位置図 p. 1～ 3
- ・ パブリック・コメントの概要 p. 4
- ・ パブリック・コメントの実施案内 p. 5
- ・ 提出意見とそれに対する県の考え方 p. 6
- ・ 事業に対する栃木県の対応方針（案） p. 7

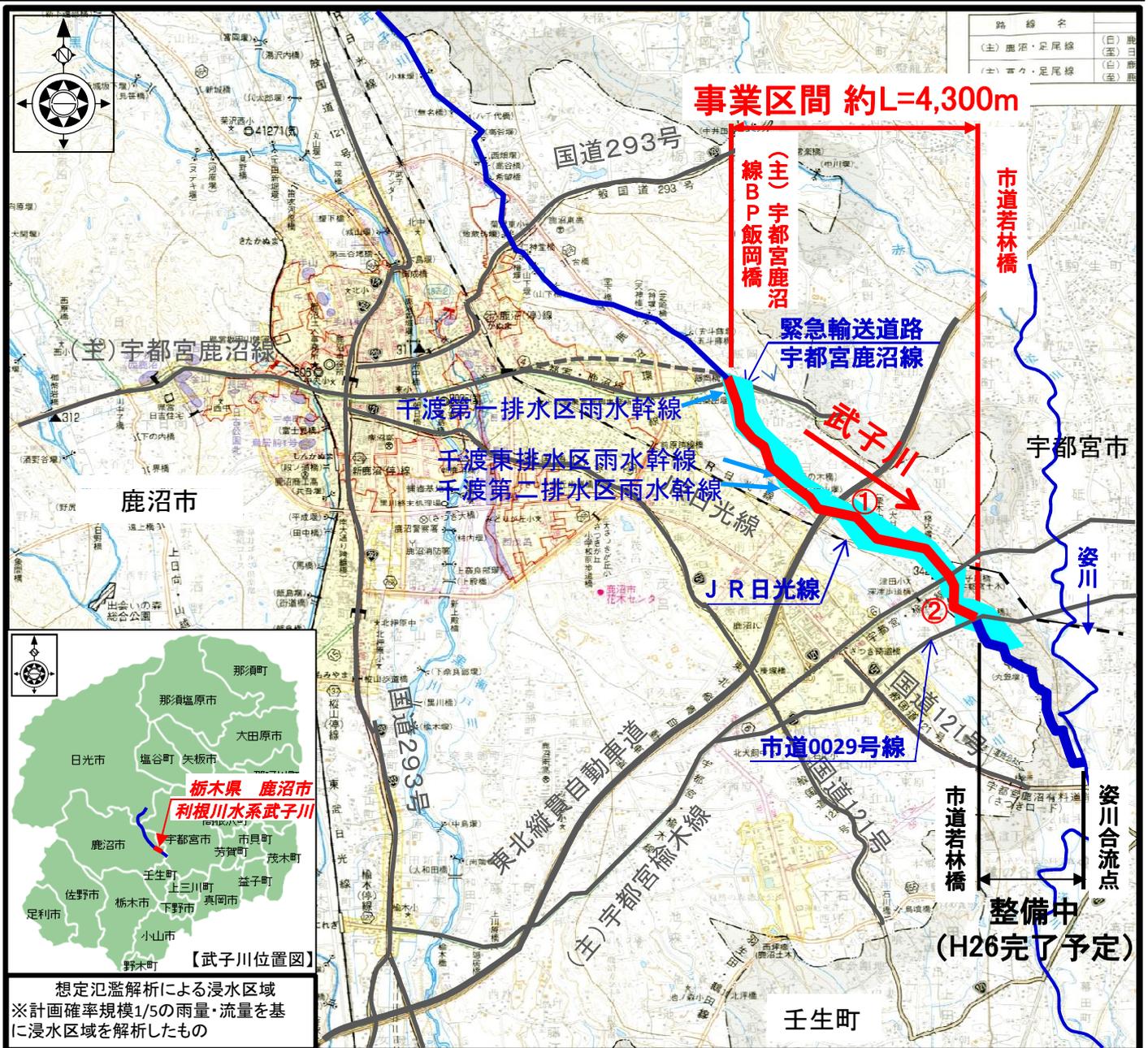
事業概要調書

| 1 事業名 | 安全な川づくり事業 | | | | | | | | | |
|----------------|--|---|-----|---------|-------------|---------|-------------|-----------|-------------|------|
| 2 事業箇所 | 一級河川武子川 市道若林橋 (鹿沼市深津) ~ 県道飯岡橋 (鹿沼市千渡) | | | | | | | | | |
| 3 事業の概要 | (1) 事業目的 | <p>武子川は、その源を日光市猪倉地先に発し、日光市、鹿沼市、宇都宮市を南下し、宇都宮市鷺の谷町地先で一級河川姿川に合流する河川です。</p> <p>本事業区間の河川の現況は、流下能力が不足していることから、台風や豪雨時には洪水により氾濫し、家屋や農地等の浸水被害が発生しています。</p> <p>そのため、本事業で河川断面を拡大することにより、氾濫を防止し、浸水被害の軽減を図ることを目的としています。</p> | | | | | | | | |
| | (2) 事業内容 | <p>【計画の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画流量である 150m³/sの洪水を安全に流下できるよう河川断面の拡大を図ります。 ・河川整備にあたっては、現況の瀬、淵※等を可能な限り保全し、生物の生息・生育環境を確保するとともに現況の植生を保全します。 <p>※瀬とは川の水深が浅い部分であり、淵とは川の水深が深い部分のことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総延長：約4,300m ・計画流量：150m³/s ・計画確率規模1/5 (概ね5年に一度の割合で発生する洪水流量を目標に整備します) ・川幅：約30m ・計画河床勾配：1/200 ・工事内容 【本工事】 築堤 約26,000m³ 掘削 約183,000m³ 護岸 約13,000m² 【附帯工事】 道路橋 5橋 鉄道橋 1橋 樋門樋管 24箇所 堰 4箇所 | | | | | | | | |
| | (3) 事業予定期間 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度~28年度</td> <td>測量・詳細設計</td> </tr> <tr> <td>平成28年度~45年度</td> <td>用地測量、用地取得</td> </tr> <tr> <td>平成29年度~46年度</td> <td>工事実施</td> </tr> </tbody> </table> | 期 間 | 事 業 内 容 | 平成27年度~28年度 | 測量・詳細設計 | 平成28年度~45年度 | 用地測量、用地取得 | 平成29年度~46年度 | 工事実施 |
| | 期 間 | 事 業 内 容 | | | | | | | | |
| | 平成27年度~28年度 | 測量・詳細設計 | | | | | | | | |
| | 平成28年度~45年度 | 用地測量、用地取得 | | | | | | | | |
| 平成29年度~46年度 | 工事実施 | | | | | | | | | |
| (4) 事業費及び内訳 | 総事業費 | 約46億円 | | | | | | | | |
| | 事業費内訳 | 工事費：約37.0億円 用地補償費：約5.4億円 測量設計費：約3.6億円 | | | | | | | | |
| | 財源内訳 | 国費：50% 県費：50% | | | | | | | | |
| (5) 事業発案の経緯・背景 | <p>武子川は、出水により災害が発生した箇所については、護岸等により一部復旧されていますが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成10年8月、平成14年7月、平成23年9月、平成24年5月と家屋や農地等への浸水被害が頻発しています。そのため、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。</p> <p>また、地元住民や鹿沼市からは、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図るよう要望されています。</p> | | | | | | | | | |
| 4 県計画への位置付け | 今年度、変更を予定している「思川圏域河川整備計画」に本区間の位置付けを行い、これに基づき河川の整備を行います。 | | | | | | | | | |
| 5 他計画・他事業との関連 | 千渡第一、第二、東排水区雨水幹線整備事業 (鹿沼市) 県道宇都宮鹿沼線【千渡工区】道路整備事業 (栃木県) | | | | | | | | | |
| 所管部課名 | 県土整備部 河川課 | | | | | | | | | |

※ 別添図面・・・事業位置図 (縮尺S=1/50,000)

| 事業評価調書 | |
|------------------------------|--|
| 事業名 | 安全な川づくり事業 |
| 1 事業の必要性 | 武子川は、これまで局所的な河川改修を行ってきましたが、抜本的な改修は行っていないことから、現況の流下能力が不足しており、近年では、平成10年8月、平成14年7月、平成23年9月、平成24年5月と家屋や農地等への浸水被害が頻発しています。そのため、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。 |
| 2 事業の適時性 (今事業に着手する理由等) | 本区間は、特に近年において浸水被害が頻発しています。そのため、早期に河川改修を行い、洪水時の浸水被害の軽減を図る必要があります。 また、姿川合流点から市道若林橋まで河川事業を進めてきましたが、平成26年度に完了することから、遅滞なく事業を進めるため、平成27年度に事業に着手します。 |
| 3 事業の適地性 | 姿川合流点から市道若林橋までが平成26年度に完了することから、市道若林橋を起点としました。また、本区間の流下能力が不足していることに加え、雨水幹線整備事業(鹿沼市)が県道飯岡橋下流に接続を予定しています。また、県道宇都宮鹿沼線(千渡工区)の道路整備事業も予定していることから飯岡橋を上流端とし、本区間を事業適地と判断しました。 |
| 4 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等) | 一級河川武子川の河川管理者である県が事業を実施します。 |
| 5 事業により予想される効果及び影響 | <p>○経済効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比 (B/C) 2.2 ・総便益 (B) 64.7億円 ※ 施設完成後50年間の効果を金銭に換算したもので、治水事業によって得られる家屋、農作物、公共土木施設などの被害防止便益の合計に、施設の残存価値を加算したものの。 ・総費用 (C) 30.1億円 ※ 建設費と施設完成後50年間の維持管理費をそれぞれ現在価値化して加算したものであり、「(4)事業費 及び内訳」の総事業費とは異なります。 <p>○被害軽減効果</p> <p>想定される主な浸水被害：浸水面積 約 71ha、浸水家屋 45戸、 県道宇都宮鹿沼線(緊急輸送道路)、 市道0029号線、JR日光線</p> |
| 6 事業コスト縮減等の可能性 | ・極力、片岸拡幅の計画とすることで、既設の護岸を活かし、事業コストの縮減を図ります。 |

一級河川武子川 位置図 S=1:50,000



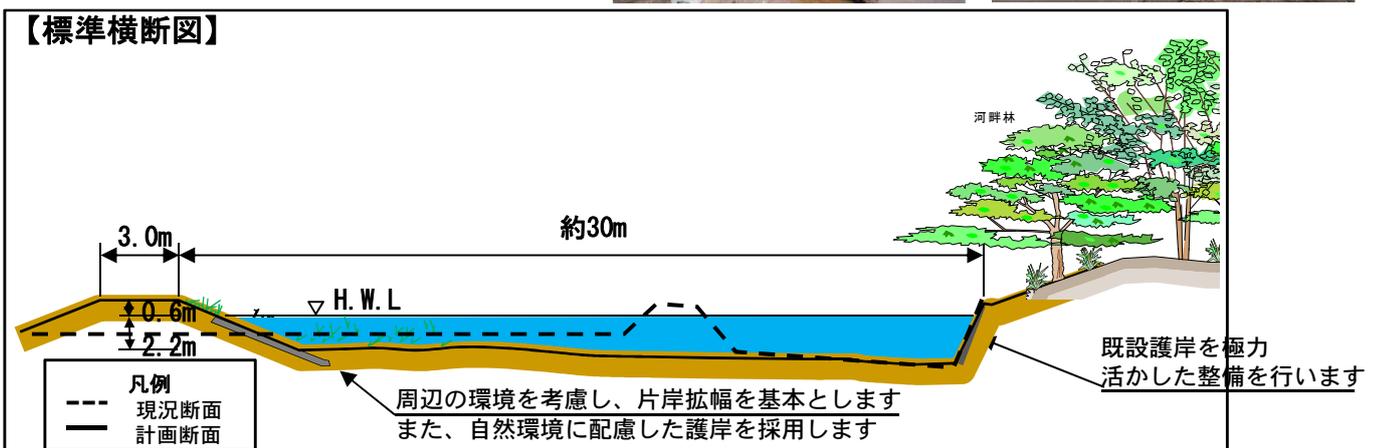
【計画概要】

| | |
|---------------------------|------|
| 計画延長(km) | 4.3 |
| 事業種類 | 河川改修 |
| 計画確率規模 | 1/5 |
| 計画流量 (m ³ /s) | 150 |
| 現況流下能力(m ³ /s) | 概ね50 |
| 総事業費 (億円) | 46 |

【出水の状況】



【標準横断面図】



パブリック・コメントの概要

栃木県公共事業評価実施要領第4の2に基づき、公共事業事前評価（自己評価書）に対するパブリックコメントを実施し、県民からの意見を聴取しました。

記

1. 実施について

- (1) 事業名：一級河川武子川の安全な川づくり事業
- (2) 実施機関：栃木県（県土整備部 河川課）
- (3) 実施期間：平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）
- (4) 閲覧資料：自己評価書及び位置図等
- (5) 閲覧方法：
 - ① 栃木県ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/takeshigawa_ikenbosyu.html)
 - ② 文書閲覧
 - i 県民プラザ（栃木県庁舎本館 2階）
 - ii 上都賀県民相談室（上都賀庁舎 1階）
 - iii 芳賀県民相談室（芳賀庁舎 1階）
 - iv 下都賀県民相談室（下都賀庁舎 1階）
 - v 小山県民相談室（小山庁舎 1階）
 - vi 塩谷県民相談室（塩谷庁舎 1階）
 - vii 那須県民相談室（那須庁舎 1階）
 - viii 南那須県民相談室（南那須庁舎 1階）
 - ix 安蘇県民相談室（安蘇庁舎 1階）
 - x 足利県民相談室（足利庁舎 1階）
 - x i 鹿沼土木事務所（企画調査部）
- (6) その他：記者クラブへの資料提供（平成26年8月25日）

2. 結果について

提出件数：3名、5件（意見者の居住地：鹿沼市3名）

提出方法：電子メール 2件、ファックス 1件

3. 県民意見の取扱いについて

提出された意見（要旨）は、今回の公共事業評価委員会の審議を経た後、「事業に対する県の対応方針」、「提出された意見（要旨）に対する県の考え方」及び「自己評価書」と併せて公表します。

一級河川武子川の安全な川づくり事業に対する パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施について

栃木県では、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業において、事業の効率性及びその政策決定過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の計画段階において、あらかじめ県民の皆さんから幅広く御意見を聞きながら、事業推進の必要性や妥当等を検討していくこととしています。

今回、新たに着手しようとしている下記の事業について、これまでの県の検討概要を取りまとめた自己評価書を下記のとおり公表しますので、県民の皆さんの御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、十分に考慮の上計画に反映するとともに、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する県の考え方を公表いたします。

公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。

なお、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 公表する資料

- (1) 一級河川武子川の安全な川づくり事業（自己評価書、位置図等）

2 資料の閲覧方法

- (1) ホームページ http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/takeshigawa_ikenbosyu.html

(2) 文書閲覧

| | | |
|-----------|-------------------------|-----------------|
| ・県民プラザ | 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館2階） | 電話 028-623-3766 |
| ・上都賀県民相談室 | 鹿沼市今宮町1664-1（上都賀庁舎1階） | 電話 0289-64-9419 |
| ・芳賀県民相談室 | 真岡市荒町5197（芳賀庁舎1階） | 電話 0285-82-5888 |
| ・下都賀県民相談室 | 栃木市神田町6-6（下都賀庁舎1階） | 電話 0282-24-5665 |
| ・小山県民相談室 | 小山市犬塚3-1-1（小山庁舎1階） | 電話 0285-22-9164 |
| ・塩谷県民相談室 | 矢板市鹿島町20-22（塩谷庁舎1階） | 電話 0287-43-2142 |
| ・那須県民相談室 | 大田原市中央1-9-9（那須庁舎1階） | 電話 0287-23-1555 |
| ・南那須県民相談室 | 那須烏山市中央1-6-92（南那須庁舎1階） | 電話 0287-83-1555 |
| ・安蘇県民相談室 | 佐野市堀米町607（安蘇庁舎1階） | 電話 0283-24-2603 |
| ・足利県民相談室 | 足利市伊勢町4-19（足利庁舎1階） | 電話 0284-42-9700 |
| ・鹿沼土木事務所 | 企画調査部 鹿沼市今宮町1664-1 | 電話 0289-65-3215 |

3 意見の募集期間

平成26年8月26日（火）から平成26年9月25日（木）必着

4 意見の提出先及び問合せ先、提出方法

- (1) 提出先及び問合せ先 宇都宮市埴田1-1-20（栃木県庁舎本館13階）
栃木県県土整備部河川課企画治水担当
電話 028-623-2444

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を記載してください。県外居住の方は、県内の通勤、通学先の所在市町村名も併せて記載してください。

- ・郵送 〒320-8501（住所不要）
- ・ファックス 028-623-2441
- ・電子メール kasen@pref.tochigi.lg.jp

自己評価書に対する県民の意見の要旨及び県の考え方〈一級河川武子川の安全な川づくり事業〉

『一級河川武子川の安全な川づくり事業』の自己評価書に対する意見募集を行った結果、3名の方から5件の御意見を提出して頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

| 項目 | 意見の要旨 | 意見に対する県の考え方 |
|------|--|---|
| 早期改修 | 鹿沼市千渡では、雨水処理に苦悩している。武子川に放流する計画を示されているが、河川拡幅しなければならぬことから課題解決に至っていない。早急な対応と課題解決に取り組んでいただきたい。(1件) | 鹿沼市の雨水整備計画では、武子川が放流先となっているため、今後、鹿沼市と連携し、両事業を進めることで浸水被害の軽減を図って参りたいと考えております。 |
| 計画策定 | 農業を行うために、武子川には随分前から橋が架けられている。改修の際には、架替後の管理も含めて検討していただきたい。(1件) | 許可工作物である橋梁・農業用取水堰の新設、改築及び維持管理については、その管理者が行うことが原則となっています。ただし、河川計画上支障となる場合には、附帯工事として改築工事を行います。現在の検討では、河川改修に伴い、既存の5橋の橋と4基の堰を改修する事としています。これらについては、今後の詳細な検討の中で、橋・堰の管理者との調整の上、事業を進めて参りたいと考えております。 |
| 計画策定 | 改修の際には、農業用取水堰の新設、改築をお願いする。その際には、なるべく丈夫で管理しやすいものを作っていただきたい。(2件) | |
| 計画策定 | JR日光線と武子川に挟まれた田んぼへの道路(進入路)を作っていただきたい。(1件) | 農道については、その管理者が整備することが原則ですが、河川事業に関連して検討できるか鹿沼市と調整を図って参ります。 |

事業に対する栃木県の対応方針（案）

一級河川武子川の安全な川づくり事業については、平成 27 年度に着手する。